

# マンション管理士吉田総合事務所通信

2018年(平成30年)9月25日  
第00062号(隔月発行)

編集/発行者:吉田総合事務所

住所:柏市豊四季255-5-509

電話:04-7100-2025

URL:[www.mankan-builkan.com](http://www.mankan-builkan.com)

# 規約改正「特別の影響」に当たらず

「今後も行われる可能性高い」

## 管理規約違反認定

8/9 東京地裁

ヤミ民泊に差し止め命令

いわゆる「ヤミ民泊」が行われているとして、東京都内の管理組合が区分所有者に対し営業の差し止めなどを求めた訴訟の判決が8月9日、東京地裁であつた。浦上薫史裁判官は管理規約に基づく差し止めを認める一方、弁護士費用97万2000円の支払いを命じる判決を言い渡した。区分所有者側が控訴しているかどうかは不明。

判決によれば、訴えを起こしたのは東京都港区の管理組合、昨年5月、民泊の営業差し止めと弁護士費用147万円の支払いを求めて東京地裁に提訴した。民泊が発覚したのはおととし1月ごろ。区分所有者が「Airbnb」のホームページで宿泊利用者を募っていた。管理組合はこの年の4月に管理制度を改正。以前から認めていたが、専有部分の用途を定めた第三者的な規約を改正。以後から管理組合は認めていたが、専有部分の用途を定めた第三者への貸与を新設した。提訴直前の昨年5月には、規約違反に基づき提訴する場合の、第三者へ居室を第三者に貸与する場合の、第三者へ居室を新設した。

民泊により素性の不明な不特定多数の外国人が出入りするようになつた②夜間大声で話していっているさとめでごみ置き場に捨てた④オートロックシステムにもかかって、その占有部分を宿泊や滞在の用に供し、で行つた。

浦上裁判官はまず、当該居室では「不特定多数の者を対象として、その占有部分を宿泊を募集していた点が明らか、その後も宿泊を募集していた点が明らか」と述べておきながら、その後も宿泊を募集していた点が明らかとしました。このとおり、原告側が認めた事実が認められました。

また「民泊を否認するのみで、居室をどのように使用して明瞭にしようとした」と述べておきながら、その後も宿泊を募集していた点が明らかとしました。このとおり、原告側が認めた事実が認められました。

## 民間金融機関の参入を支援 共用部分の勉強会を設立

住宅金融支援機構

住宅金融支援機構は7月26日、適切な修繕工事の実施に向け、共用部分のリフォームローン市場における金融インフラの整備に関する効果的な取り組みを検討・実施するための勉強会を開催した。

会の名称は「マンションの価値向上に資する金融支援のあり方勉強会」。国土交通省・東京都の関係部局に加え、マンション管理関係4団体、民間金融機関

は月に検討内容と次年度の取り組み内容を公表する。第1回の勉強会は8月3日に開催した。

このため勉強会では①管理組合と市場関係者の間に情報の非対称性が存在する状況との認識も示された。(マンション管理新聞1080号)

このため勉強会では①管理組合と市場関係者の間に情報の非対称性が存在する状況との認識も示された。(マンション管理新聞1079号)

# 判例トピック 携帯基地局設置で屋上賃貸 収益事業認定も

# 管理組合への課税に異議

「賃料は各区分所有者に帰属」

屋上に設置した携帯電話基地局の賃料収入を収益事業だと認定し、収益の帰属主体として管理組合に課税した税務署の判断は誤りだなどとして、金沢市の管理組合が課税処分の取り消しを求めて提訴した事件の判決が今年3月13日、東京地裁で言い渡されている。谷口豊裁判長は管理組合の請求を棄却し、課税処分は適当だと結論付けた。管理組合は控訴し、東京高裁で審理が続いている。

さらに原告は、管理組合は、課税対象になる「一般的な『権利能力なき社団』とは異なる性格の団体」だと指摘。管理組合の財産形態は、法律上は民法の「組合」に近く、組合の場合は「納税義務の主体とはならず、各組合員を直接納税義務者とする『構成員課税』の適用を前提」とする国税庁の通達などを引き合いに、課税率は誤りだと訴えた。

考 きまのい る約當を合の上ま

の組合かどうかに  
いて「民法上の組  
は各当事者が出資  
して共同の事業を  
むことを約する契  
によつて存立す  
」と指摘した上で、  
そうした事実がな  
点から、原告存立  
根拠が組合契約に  
るということはで  
ない」と述べた。  
原告が指摘した  
管理者が区分所有  
を代理する」点に

分所有者全体の「団体」のための代理を意味すると解されると判断。「区分所有法上の管理者が区分所有者を代理する権限を有すること」が、区分所有者の団体を『権利能力なき社団』と捉えることの妨げにはならない」とした。

「無限責任」についても「無限責任を負うとされていることが、区分所有者

等」に当たると判断した。事業利益に対する課税を管理組合に行う点については①賃貸借契約を管理組合の理事長名で結んでいる②管理規約に「共用部分の変更・処分」が規定されている③屋上部分を賃貸するについて総会で決議されている④賃料が管理組合の口座に振り込まれている——な

法上不動産貸付業という収益事業を行つてゐるに認めるのが相當だと判断していく。その上で「各賃貸収入が区分所有者から分離されて、管理組合の団体としての活動目的に沿うよう管理・保管されていることを勘案すれば、原告の所得を構成する」と結論付けた。(マンション管理新聞 108)

課税するとすれば各区分所有者に対してするべきだとした。さらに原告は、管理組合は、課税対象にならぬ「一般的な『権利能 力なき社団』とは異なる「性格の団体」だと指摘。

**東京地裁は請求を棄却**

今年3月13日の東京地裁判決では、管理組合側が敗訴。谷口裁判長はまつた。「代理」ではなく、「区

については、個々の区分所有者との関係に着目した「個別的

は「組合」ではなく「権利能力なき社団」であることを「法的資本主義のき社団」であることと矛盾するものではな  
い」と述べ、管理組合

これらの点から、屋上部分の賃貸は「権利能力なき社団」である。管理組合が「団体として行う活動としての実質を有するものと言える」から、「法人税

## 東京地裁は請求を棄却

裁判で原告はまず、「管理組合は共用部分を所有しておらず、共用部分の所有者でない管理組合に賃料は帰属しない。賃料は第三者からの支払い時点で各区分所有者に帰属する」と主張。意組合等」の組合事業から生ずる損益については「各組合員に直接帰属することに留意する」と規定している。通達の解説では、こうした任意組合は「組合員同士の一種

の契約関係で、いざ  
れも法人格を有さず  
法人税法上法人とみ  
なされる『人格のな  
い社団等』としての  
社団性や財団性を有  
するものではないから  
ら、それ自体は納稅  
義務の主体とはなら

対し直接責任を負うものとされている」点などを考慮し、「組合事業から生ずる利益等は、各組合員に直接帰属することになる」としている。

限責任を負う」とし、管理者の管理によつて生じる内容は「民法上の組合と同じだ」と指摘。管理組合を構成する区分所有者相互の関係は「共有」で、この点も民法上の組合と同じだ、と訴えた。

組合員の合収益が定められて「捐贈」の財産(合資)の有りない」として認定する

上で「任意組合は組合員の共に属してい  
益の分配割合が増加されると各組合員は組合債務に

の組合の財産は組合員全員が共有し、債務も組合員が直接責任を負う「点から、管理組合も「原告の理事長は管理者であり、管理者は区分所有者を代理し、管理者の行為によつて負担する団体の債務について区分所有者は無

# 処分取り消し求め提訴

編集後記

分譲マンションは、区分所有者が全員でマンションの管理を行うための団体（管理組合）を構成し、その運営には管理規約を定めることを認めています。管理規約は、「マンションの憲法」とも呼ばれ、共同体の根本原則を定めた最高の自治規範です。日頃は見ることは少ないといますが、共同住宅において、建物・設備を維持し、安心、安全で快適な居住環境を作っていくために定めた、居住者が守らなければならないルールですので、時には確認してみることも大切ですね。今まで知らなかつたこと、新たな発見があると思います。（吉田）